

東日本大震災被災者の住宅再建支援

被災者住宅再建支援制度 利子補給補助金

申請
期間

令和元年 5 月 13 日（月） ～ 令和 2 年 2 月 21 日（金）

申請
対象

東日本大震災による（自ら居住していた）住宅の被災を直接の動機として、
市内に自ら居住するための住宅を再建（建設・購入又は改修）する方
※ 被災した住宅の世帯主の 3 親等以内の親族が再建する場合も含まれます。

新規債務

平成 23 年 3 月 11 日以降に契約した住宅ローン

補助金額

1 建設・購入

借入額上限 1,460 万円、
金利上限 2.0% の 5 年分の利子相当額
（最大 130 万円程度の見込み）

2 改修

借入額上限 640 万円、
金利上限 1.0% の 5 年分の利子相当額
（最大 25 万円程度の見込み）

必要書類

- 被災証明書の写し
- 金銭消費貸借契約書の写し
- 返済予定明細書の写し
- 印鑑
- 新規債務の返済に使っている口座の
預金通帳の写し
（第 1 回目の支払いが確認できる部分）

既存債務

平成 23 年 3 月 11 日以前に契約した（被災住宅に関する）住宅ローン

※ **新規債務を有する方が対象です。**

補助金額

新規債務の契約日を基準とした
5 年分の利子相当額

必要書類

- 金融機関が発行する残高証明
（発行に本人確認が必要となること、
数日間要することがあります。）

上記以外にも別途書類の提出が必要になる場合がございます。

詳しくは下記連絡先まで御問合せください。

【お申し込み・お問合せ先】

八戸市 建設部 建築住宅課（別館 9 階）

電話：0178 - 43 - 2111（内線 4560） FAX：0178 - 44 - 3220

E-mail：kenchiku@city.hachinohe.aomori.jp

